

群馬県里親の会 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、群馬県里親の会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は群馬県社会福祉協議会内におく。

(目的)

第3条 本会は、里親相互の連絡を図り、里親制度の向上・発展と児童福祉を増進することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 各地区里親の会の発展向上に必要な調査研究に関すること。
- (2) 各地区里親の会との連絡調整に関すること。
- (3) 里親制度の発展向上に必要な普及・啓発に関すること。
- (4) 里親の資質向上を高めるための研修会等に関すること。
- (5) 関係機関、施設及び団体等に関する連絡調整及び協議について。
- (6) その他目的達成に必要な事業等。

第2章 会員

(会員の種別及び条件)

第5条 本会の会員は、次の2種とし、それぞれの条件を満たした者とする。

(1) 正会員

正規に里親登録された者又はファミリーホームを運営する者で、本会の目的に賛同し、協力する者

(2) 賛助会員

本会の目的に賛同する個人、団体並びに法人

(入会)

第6条 本会の入会は、所定の入会申込みを行い、所定の会費を納入することにより入会とする。

(会費)

第7条 会員は、会費等に関わる細則に定められた会費を納めなければならない。

(会員の義務)

第8条 (1) 会員は、その年度内に会費を納入するとともに、本会の事業推進に積極的に参加し、里親並びに児童の福祉向上に寄与するものとする。

(2) 会員は会に参加して知りえたことを正当な理由なくして漏らしてはならない。これは退会後も同様とする。

(会員の権利)

第9条 会員は、次の権利を有する。

正会員

- (1) 本会の事業推進について理事会に意見を述べること。
- (2) 本会の予算及び事業計画、決算及び事業報告を受けること。
- (3) 本会の発行する会報及びチラシ等の配布を受けること。

(4) 本会の実施する事業へ参加すること。

2 賛助会員

(1) 本会の発行する会報の配布を受けること。

(2) 本会の定める事業へ参加すること。

(退会及び会員資格の喪失)

第10条 退会にあたっては、退会届を会長に提出することにより退会とする。

2 前項の場合のほか、会員は次に掲げる事由によって会員資格を喪失する。

(1) 正会員は里親登録解除となったとき。

(2) 第8条に規定された会員の義務を怠ったとき。

第3章 組織

(支部組織)

第11条 この会の円滑なる運営を期するため、県内の中央地区・西毛地区・東毛地区に支部組織として、各々地区里親会を置く。

2 各地区の会長は、群馬県里親の会の理事になるものとする。

3 各支部の会則については別に定めるものとする。

(役員)

第12条 本会に次の役員をおく。

(1) 理事 17名以上19名以下

(2) 監事 2名

(役員を選任)

第13条 理事の選任区分等について以下の号により定める。

(1) 中央地区4名(中央地区会長1名を含む。)

(2) 西毛地区4名(西毛地区会長1名を含む。)

(3) 東毛地区4名(東毛地区会長1名を含む。)

(4) 行政関係機関3名

(5) 関係団体・施設2名

(6) 各専門委員会委員長2名

2 会長及び副会長は、理事が互選する。

3 会計理事は、理事のなかから会長がこれを指名する。

4 監事は、理事会において選任する。

(役員任期)

第14条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 会長、副会長、および会計理事の任期は、理事として存在する期間とする。

3 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員及び任務)

第15条 役員のうち、理事の中から次のとおり会長、副会長、会計理事をおく。

(1) 会長 1名(里親の会)

会長は、この会を代表し、会務を総理する。

(2) 副会長 2名(里親の会)

副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代理する。

(3) 会計理事 1名(里親の会)

会計理事は、本会会計業務を行う。

- 2 その他の理事は、里親の会10名以内、関係機関及び施設5名とし、理事会の事業運営の責務を分担する。
- 3 監事は、会計並びに会務を監査する。

(総会)

第16条 本会の総会は、通常総会と臨時総会の2種とする。

- 2 総会は正会員をもって構成し、会長が招集する。
- 3 総会の議長は、出席会員の中から選出する。
- 4 総会は、会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。ただし委任状をもって出席者とみなすことができる。
- 5 総会の議決は、出席した会員の2分の1以上の承認をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところとする。
- 6 通常総会は、次の事項を審議決定する。
 - (1) 役員の承認
 - (2) 事業計画及び予算
 - (3) 事業報告及び決算
 - (4) その他、会長が付議した事項
- 7 通常総会は年1回以上開催する。
- 8 臨時総会は随時必要なときにこれを開催することができる。

(理事会)

第17条 理事会は、必要に応じ会長が招集し、会議を主宰する。

- 2 理事会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 3 理事会の議事進行は、会長が議長を行う。
- 4 理事会は次の業務を執行する。
 - (1) 総会に付議する事項の決定・総会の決議に基づく会務の運営。
 - (2) 諸規程・細則の制定及び改廃に関する事項。
 - (3) 第10条第2項に定める退会の承認。
 - (4) その他本会の運営及び事業に関する事項。

(委員会)

(委員会)

第18条 本会に次の専門委員会を設けることができる。

- (1) 研修委員会
 - (2) 広報委員会
 - (3) 特別委員会
- 2 委員長は、委員会の互選により選出する。
 - 3 各委員は、各支部より2名選任され、会長が委嘱する。
 - 4 委員長は群馬県里親の会の理事となるものとする。
 - 5 委員会は、必要に応じて理事会等に、その事業内容を報告するものとする。
 - 6 特別委員会は、会長が理事会に提案し、設置及び設置期間、委員、解散の決定をするものとする。

(顧問)

第19条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は理事会の承認を得て、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、重要事項等について会長の諮問に応じる。

第4章 会計

(経費)

第20条 本会の経費は、会費、共同募金配分金、補助金及び寄付金等をもってこれにあてる。
なお、経費の支出内容については別に定めることとする。

(予算及び決算)

第21条 本会の予算及び決算は、通常総会において承認を得ることとする。

(会計年度)

第22条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌3月31日に終了する。

第5章 事務局

(職員)

第23条 事務局員職員を若干名置き、理事会の承認を得て会長が任免する。

- 2 職員に関する規程は別に定めるものを除き群馬県社会福祉協議会(以下、県社協)に準ずる。

(業務)

第24条 本会の業務の一部を県社協に委任することができる。

附 則

1. 本規約は、昭和27年3月31日から適用
 2. 一部改正、昭和28年6月13日から適用
 3. 一部改正、昭和54年4月1日から適用
 4. 一部改正、平成8年4月1日から適用
 5. 一部改正、平成11年4月1日から適用
 6. 一部改正、平成20年4月1日から適用
 7. 一部改正、平成21年5月16日から適用
 8. 一部改正、平成22年5月22日から適用
 9. 一部改正、平成23年4月22日から適用
 10. 一部改正、平成25年4月20日から適用
 11. 一部改正、平成26年4月26日から適用
 12. 一部改正、平成30年4月22日から適用
 13. 一部改正、令和2年4月30日から適用
 14. 一部改正、令和3年4月20日から適用
-